

<報道発表資料>

E-mail: a6790@pref.saitama.lg.jp

令和6年3月28日

令和6年3月に授与した一部の教育職員免許状の記載漏れについて

埼玉県内の大学等から一括申請され、令和6年3月付で授与した一部の教育職員免許状について、免許状のタイトル（免許状の種別）が印字されていないことが判明しました。

なお、免許状の有効性については問題ありません。

1 概要

（1）該当の大学等

埼玉工業大学、埼玉大学、埼玉東萌短期大学、芝浦工業大学、十文字学園女子大学、駿河台大学、東京電機大学、東邦音楽大学、武蔵野学院大学、武蔵野短期大学、早稲田大学、越谷保育専門学校 計12大学

（2）該当の申請者

延べ2,168名

（3）判明の経緯

令和6年4月から新たに埼玉県の教員となる者の採用手続の際、教育職員免許状を確認したところ判明した。

（4）対応

今後、県のホームページで当該免許状が有効である旨を周知するとともに、該当の申請者には、改めて教育職員免許状を送付する。

2 今後の対応

教育局内でのチェック体制を一層強化し、再発防止を図る。